

6月21日（第2日）

6月21日(水)第2日 午前10時00分開議

出席議員

1番	宮下成美	2番	笥本語
3番	上本雄一郎	4番	平本美幸
5番	美濃英俊	6番	古居俊彦
7番	長坂実子	8番	岡野数正
9番	平川博之	10番	酒永光志
11番	沖也寸志	12番	沖元大洋
13番	上松英邦	14番	浜西金満
15番	山本一也	16番	吉野伸康

欠席議員

なし

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	明岳周作	副市長	土手三生
教育長	岡田學	教育部長	山井法男
総務部長	奥田修三	企画部長	畑河内真
危機管理監	佐野数博	市民生活部長	江郷壱行
福祉保健部長	仁城靖雄	産業部長	高橋龍二
土木建築部長	西川貴則	消防長	丸石正男

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	矢野圭一
議会事務局次長	長原範幸
事務局	流田洋充

議事日程

日程第1	一般質問
日程第2	報告第2号 令和4年度江田島市一般会計継続費繰越計算書に関する報告について
日程第3	報告第3号 令和4年度江田島市一般会計予算の繰越明許費に関する報告について
日程第4	報告第4号 令和4年度江田島市一般会計事故繰越し繰越計算書に関する報告について
日程第5	報告第5号 令和4年度江田島市交通船事業特別会計継続費繰越計算書に関する報告について
日程第6	報告第6号 令和4年度江田島市下水道事業会計予算の繰越に関する報告について

- | | | |
|---------|-----------|--------------------------------------|
| 日程第 7 | 議案第 4 2 号 | 江田島市条例の読点の表記を改める条例案について |
| 日程第 8 | 議案第 4 3 号 | 江田島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案について |
| 日程第 9 | 議案第 4 4 号 | 江田島市固定資産税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例案について |
| 日程第 1 0 | 議案第 4 5 号 | 江田島市火災予防条例の一部を改正する条例案について |
| 日程第 1 1 | 議案第 4 6 号 | 令和 5 年度江田島市一般会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 1 2 | 発議第 3 号 | 江田島市議会会議規則の一部を改正する規則案について |
| 日程第 1 3 | 発議第 4 号 | 市長の専決事項の指定についての一部改正案について |
| 日程第 1 4 | 発議第 5 号 | 地方財政の充実・強化に関する意見書案について |

開会（開議） 午前10時00分

○議長（吉野伸康君） 皆さん、おはようございます。
ただいまから、令和5年第3回江田島市議会定例会2日目を開きます。
ただいまの出席議員数は16名であります。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（吉野伸康君） 日程第1、一般質問を昨日に引き続き行います。
これより5番 美濃議員の一般質問を行います。答弁を補完するため資料持込みの申出が教育委員会からありましたので、これを許可しました。なお、内容の説明するものではありませんので、議場配付は行っておりません。

5番 美濃英俊議員。

○5番（美濃英俊君） おはようございます。5番議員、尽誠会の美濃です。
蒸し暑い天気になりましたが、傍聴にお越しいただいてありがとうございます。また、インターネット配信御覧の方、併せてありがとうございます。できるだけ分かりやすく質問していきますので、よろしくお願いいたします。

今年の5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げられて、イベントなどがいろいろ開催され始めております。江田島市内でも5月の終盤から、小学校、中学校、先週の大柿高校まで、運動会が開催されておりました。私も大柿中学校、能美中学校の運動会は見に行かせていただいたんですが、やはり運動会ってすごい地域のお祭りに近い盛り上がりを見せて、非常に元気をいただいたわけですね。

また、先週10、11ですかね、SEA TO SUMMIT、あとはクマン100、そういったのも行われて、江田島でスポーツを市内外の人が満喫されているような状況ですね。

そこで、このたびは、江田島市のスポーツ振興の状況とスポーツ施設に関してをお伺いいたします。

1つ、平成29年度から令和8年度の10年間を計画と定めた江田島市スポーツ推進計画の進捗状況はどのような状況でしょうか。

2つ、スポーツ施設はいずれも合併以前からのもので、年月がたっていますが、安全管理は大丈夫でしょうか。

3つ目、スポーツ施設の使用料については、長く改定されていないようですが、どのようにお考えでしょうか。

以上3点お願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 答弁を許します。
岡田教育長。

○教育長（岡田 學君） おはようございます。

美濃議員から江田島市スポーツ推進計画の進捗及びスポーツ関連施設について、3点の御質問をいただきました。お答えをさせていただきます。

まず、1点目の平成29年度から10年間を計画期間と定めた、江田島市スポーツ推進計画の進捗状況についてでございます。

教育委員会では、市民の皆様の健康増進と体力の向上やスポーツを通じた交流を推進するため、平成29年度から10年間を計画期間と定めた江田島市スポーツ推進計画を策定しております。この計画は、「市民誰もが健康で気軽にスポーツを楽しむ江田島市」を基本理念に掲げ、市民の皆様がそれぞれの目線に応じて取り組むことができる生涯スポーツの実現を目指すものでございます。

令和2年度には、新型コロナウイルス感染症が流行し始めたため、個人の行動制限や各種施設の利用制限等によりスポーツ活動も縮小を余儀なくされてきました。この計画では、令和3年度の数値目標を定めておりましたが、コロナ禍のため達成できておりません。しかしながら、今年5月には新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置付けが2類から5類に変更されたことから、スポーツ活動もコロナ禍前に回復するものと考えております。

そうしたことから、今年度、スポーツに関する市民アンケート調査を実施し、この計画の中間点検を行う予定としております。また、ヒロシマMIKANマラソン大会は2か年、中止となり、令和4年度はランナーを半数にした縮小開催で実施いたしました。江田島市かきカキマラソン大会は4か年、中止となっております。なお、ヒロシマMIKANマラソン大会は今年度規制をなくして開催する予定となっております。

総合的かつ効果的なスポーツ推進体制づくりといたしましては、計画の中では江田島市体育協会、江田島市スポーツ少年団、江田島eスポーツクラブの3団体の共同事務室の検討をしております。現在では、江田島eスポーツクラブが他の2団体の事務を受託しており、スポーツセンターで事務を行っております。

次に、2点目のスポーツ施設はいずれも合併以前からのもので、年月がたっているが、安全管理はできているのかについてでございます。

スポーツ施設の安全管理につきましては、主要施設においてはAEDを設置し、施設の各種設備やスポーツ機器については、専門業者による保守点検を行っております。また、施設スタッフによる機器の動作確認や安全点検を毎朝行っております。今後も設備や機器を計画的に更新し、利用者にとって安全・安心で快適な環境で、活動が可能な施設になるよう努めてまいります。

次に、3点目のスポーツ施設の使用料については、長らく改定されていないようだが、どのように考えているのかについてでございます。

スポーツ施設の使用料につきましては、平成16年の4町合併の際に使用料を統一した後は大きな見直しはしておりません。ただし、平成26年度と令和元年度には消費税率の引上げがあったため、それに対応した使用料の改定を行っております。

スポーツ施設に限らず、使用料・手数料の適正化は、行財政改革の中で課題となっております。したがって、スポーツ施設の利用料のみならず、今後、市全体の使用

料・手数料の見直しの中で考えてまいります。

教育委員会といたしましては、引き続き市民の皆様の体力の向上や健康増進のため、江田島市スポーツ推進計画に沿った生涯スポーツの推進と、スポーツ施設の安全管理に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 美濃議員。

○5番（美濃英俊君） 御回答ありがとうございます。

各3点に対する回答に対して、それぞれもう少し深くお伺いさせていただきます。

まず、江田島市スポーツ推進計画の進捗に関する回答に対し、お伺いいたします。

前もってこれで皆さん、全員が目を通してはいるわけではないと思いますので、一つスポーツ進捗計画についてお伝えしておきますが、私個人の見解なのですが、江田島市のような計画を見させていただいておるんですけども、この計画、本当に割と構成がよくできておまして、個人的には対策事業に一部ちょっと不満はあるものですね、すごくよくできた計画になっております。それは課題を明確にしておることと、それを具体的施策に落とし込んで、そしてさらにアンケート、市民に対するアンケート、それに対する留意事項も記載されたものになって、ほかの計画をつくる際には参考にされてもよい事案じゃないかなとは思っております。

とはいえ、回答にもあったように、このたびはですね、計画がコロナ禍でしたので計画どおりできないことが多くてですね、御苦労すごくあったと思うんです。とはいえ計画はもう26年度までの4年間、残すところ4年間しかありません。だからこれからの対応、これからどうやってその10年間、6年間、あんまりできなかったことに対してどういうふうに取り組んでいくかが重要になってくるかと思っておりますので、質問をちょっと深くしていこうと思っております。

もともとスポーツ推進計画に明記された課題には8項目ありまして、あとは市民のアンケートから留意事項6項目挙げております。その中でどのような事業ができたかをお伺いしたいと思っております。

ただ14項目に対して何うのは難しいので、私が7項目を抽出しておりますので、1項目ずつお伺いさせていただきます。

まず1項目めですが、スポーツに対する関心を醸成することを課題にしております。どういったことを取り組まれておりますでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 山井教育部長。

○教育部長（山井法男君） スポーツに関する関心を高めるために、新しい取組を何かしたかというお尋ねです。

3点紹介したいと思います。

まず1つ目が、これは市民スポーツ大会の開催です。令和元年度に始めましたけれども、実行委員会方式で各スポーツ団体に入ってくださいまして、もちろん市教育委員会もその実行委員会のメンバーに入りまして、市としては助成金を実行委員会に出すという形で、市民スポーツ大会の開催を始めました。これが令和元年度からです。

それから二つ目ですけれども、小学校のクラブ活動がありますけれども、こちらのス

ポーツをしているクラブに対して、スポーツ推進員の派遣をしておりますけど、これを拡充しました。以前は江田島小だけだったんですけども、小学校、今6校中の4校に、これは希望があったところなんですけれども紹介しまして、希望があったところ4校に紹介しています。何をやっているかといいますと、小学校のほうのクラブで、ニュースポーツですね、ボッチャ、モルックとか聞かれたこともあるかもしれませんがミニテニスとか、そういったニュースポーツの普及をするために小学校のほうにスポーツ推進員に行っていました。

それから3つ目です。パブリックビューイングを始めました。また今年、触れられたスポーツ推進計画ですけども、ここでスポーツの視点として3つ項目挙げてます。スポーツの視点として、するスポーツだけじゃないですよと、見るスポーツもある。それから支えるスポーツもある。支えるスポーツというのは支えるスポーツ団体のことであるとか指導者であるとか審判員のこと、そういった支えるスポーツもある。このする・見る・支えるのうち、見るが本市では弱かったんじゃないかということでパブリックビューイングを始めましたけれども、これが平成30年度に機材を整備しまして、その年はドラゴンフライズのパブリックビューイングができました。翌年、令和元年度は、ドラゴンフライズとJTとカープの3つがパブリックビューイングができました。しかしながらその後、御承知のようにコロナになりましたので現在、休止中で、そういう休止中の状態です。今後また様子を見ましてこれを始めたいと思います。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 美濃議員。

○5番（美濃英俊君） このたびね、コロナ禍っていう状況があったので、できない事業もあったかと思うんですけども。また、改めて始めれる体制を整えていただきたいことと、あとはもうコロナ禍が終わって始まり出したような事業っていうようなイメージなんですね、私から見たら。まだ2年。小学校の推進員に関してですけども、今後ちょっと長い、残りの期間、しっかりやっていただきたいと思っております。

課題の2個目にお伺いたします。

このたび、先ほど教育委員長もお話いただきましたけれども、NPO法人江田島eスポーツクラブ、江田島市体育協会、江田島スポーツ少年団の事務局窓口が今まではもうばらばらですね、市民にとってどこへ問い合わせればいいか分かりづらかったっていう課題はあったかと思えます。それが、このたびスポーツ団体の活動の強化として、能美スポーツセンター内に1か所にeスポーツさんが請け負うという形で窓口を1つにされておいて、今後、市民スポーツもスポーツに関し問合せしやすい状況をつくっていただいております。これ市民に対してこのような窓口できたことの周知活動はどのようにされておりますでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 山井教育部長。

○教育部長（山井法男君） 主なスポーツ団体であるeスポーツクラブと体育協会、それからスポーツ少年団ですけども、こちらのスポーツ推進計画でもその連携強化をするというふうなうたっております。今現在はスポーツセンター内のeスポーツクラブの事務所がありまして、そちらで体協とスポーツ少年団の事務を委託して、一体化と

いいですか、連携強化されているという状態なんですけれども、この3団体の会員は既に知っておるとは思うんですけれども、一般市民への周知とか、そういうことはこれまでできておりませんので、今後そうしたことも周知してまいりたいと考えております。

○議長（吉野伸康君） 美濃議員。

○5番（美濃英俊君） 回答ありがとうございます。

スポーツの総合的な推進体制を進めるために事務局をまとめたことと思います。今後、やっぱり市民が知らなければそのせつかく整った体制もなかなか効果が得られないので、周知活動、本当期待しておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、3項目めの課題点、スポーツ振興を推し進めるに当たり、指導者や審判員を育成するということでしたが、これはどのように進んでおりますでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 山井教育部長。

○教育部長（山井法男君） 指導者や審判員の育成は進んでいるかのお尋ねです。

こちらの推進計画でもですね、そうした指導員の資格や審判員の資格、こうしたことを強化する、育成を図るということをうたっております。で、ですね、ただこれがですね、実際は主にこの指導員や審判員の方は体育協会に所属してまして、体育協会には専門部は幾つかいろいろありまして、テニスとかバレーとか剣道、柔道、20近くの専門部がありまして、それぞれの専門部で皆さん活動されておるとい、そこそこの専門部の中に、審判員なり指導者がいるという状態です。これについて市の支援としては、一括その体育協会に対して補助してます。その中で体協で運営してもらっているんですけれども、以前は指導員資格や審判員資格の取得更新にその補助は使ってなかったという状況なんですけれども、コロナ禍で大会も少し減ったということもあって、会計的に余裕ができたということもありまして、体協のほうの判断でですね、令和4年度からそういった資格についても一部補助できるという体制ができております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 美濃議員。

○5番（美濃英俊君） ちょっと突っ込むところもあるんですが、しっかりですね、体育協会、委託しているわけですから、どのようになっているかというのはしっかり確認し進めていただきたいということと、あとはもう各団体が、今後、どう言えばいいんですかね、よくなるというか、みんなが楽しめるようなスポーツ団体にしてもらえるように、指導員を取得補助、しっかりと推し進めていただきたいと思います。

あと、こちらに関して活動の周知とかは併せて行われていると思うのですが、どのような形で行っていますでしょうか。

あともう一点、その審判員の資格だけでなく、人材育成に関して、スポーツ推進員、あと運動普及推進員の活動周知そういったことに関しては、どのような周知活動をされているのか併せてお伺いさせていただきます。

○議長（吉野伸康君） 山井教育部長。

○教育部長（山井法男君） スポーツ推進員や運動普及推進員の活動について周知ができてないというふうなことが課題としてありまして、それについてやっとなるかという

御質問だと思いますけれども。まず、スポーツ推進員は教育委員会のほうで示してる委員です。それから運動普及推進員は、これは福祉保健部のほうで主に健康のために行う運動、その普及推進ということです。今年の4月ですけど、4月号の広報見られた方があると思うんですけども、そこでウォーキング教室の紹介がありました。見開き2ページであったんですけども、ウォーキング教室は運動普及推進員が主に運営してもらってまして、運動普及推進員の会長さんの顔写真入りで紹介の記事もあったと思うんですけども、運動普及推進員はそうのようにできてるんですけども、スポーツ推進員についてはですね、先ほど言いました小学校に派遣しているようなことは周知はできておりませんでした。周知ができておりませんでしたけれども、それもコロナで活動がどっちかいうと低調だったということもあってできてなかったんですけども、今後はそうしたことの周知にも努めてまいりたいと考えております。

○議長（吉野伸康君） 美濃議員。

○5番（美濃英俊君） ぜひ前向きにお願いいたします。

私も友人が先日スポーツ推進員なるいうのを聞いて初めて知ったような状況でしたので、ひとつよろしくお願いいたします。

続いて4項目めをお伺いいたします。

公共スポーツ施設の利用のしやすさという点で、これもっと使いやすくなればいいなあっていうところを課題にされているのかと思います。そういった点で何か新たに組み込まれてますでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 山井教育部長。

○教育部長（山井法男君） 先ほど議員、触れられたスポーツ推進計画の中の課題の5番で、スポーツ施設の利用のしやすさの充実というのが課題の5番目として挙がっております。それに対してなんですけれども、これまで施設の使用申請書が様式がばらばらでありましたので、これを2か年かけて見直しをしたんですけども、できるだけ使いやすいように、それから、実態、利用者の構成が分かりやすいようにということも含めてですね、申請様式を見直しまして、今年の4月から新しい様式での申込みをスタートしております。

あと、もう一点あるんですけども、無人施設、例えば能美運動公園とか、武道館は無人施設ですから、これを借りるときには鍵を借りに来てもらわないといけないんですね。能美運動公園の場合は、能美の市民センターで、休みの日であれば鍵の受渡しをする。武道館であれば、江田島市民センターで鍵の受渡しをするということをしておったんですけども、ここ何か利便性を高めれないかということの結果ですね、先月5月からなんですけども、キーボックスを設置しまして、そのキーボックスに鍵を入れて、そのキーボックスは暗証番号を入れて解除できると。また、そこに返してもらうということをスタートしております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 美濃議員。

○5番（美濃英俊君） 今年度からの取組ということだと思います。そのほか公共スポーツ施設の利用のしやすさという面では問題が多岐にわたると思いますので、前向き

に事業、取り組んでいただければと思っております。

続いて5項目めをお伺いいたします。

スポーツ器具や設備などのスポーツ環境に対して取り組まれておりますでしょうか。どのような取組をされておりますでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 山井教育部長。

○教育部長（山井法男君） スポーツの設備や器具についての環境を整えておるかという質問です。

こちらの計画でもそうしたことも建物ができてそのままの、例えばトレーニングルームの機材であるとか、そういったことの更新もするというふうな計画になっておりました。これを受けまして、スポーツセンターのトレーニング機器を更新しておりますけれども、これは令和3年度1,500万かけてトレーニング機器を更新しております。

それからスポーツセンターのスロープなんですけれども、これも以前はちょっと便利が悪い、能美中学校側に行って折り返しのスロープだったんですけれども、これ御存じのように石畳ですから、車椅子とかでは行きにくいということがありました。でもこの対策として、これは令和4年度ですけれども、スロープをあの手前のアスファルトの駐車場からスロープで上がれるようにこれを改修しました。500万かかっております。そうしたところです。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 美濃議員。

○5番（美濃英俊君） ありがとうございます。

今後、そのほかに環境整備の予定などありましたら、お伺いさせていただきます。

○議長（吉野伸康君） 山井教育部長。

○教育部長（山井法男君） 今後の整備の予定ですけれども、今年度、総合運動公園のグラウンドに下りる階段に手すりを設置しました。これが駐車場からグラウンドに下りるときには、10段ぐらいですかね、階段をトントントンと下りるんですけれども、ここを高齢者の方がグラウンドでグラウンドゴルフをするグループがあるんですけれども、そのときに手すりが欲しいという要望がありまして、これを5月に設置しております。

それから、今後の大きな課題になっているんですけれども、水銀灯が環境問題で、令和3年から今、製造も輸入も中止となっています。現在のところ球切れてもですね、在庫ありますので、これは日本全国いろんな業者とかにも在庫がありますし、本市で幾つか予備はあるんですけれどもいずれこれがなくなるということで、水銀灯がスポーツセンターや体育館、あと運動公園の照明、多数使われております。これを一斉に更新しないといけないんですけれども、これを一気にLED化の工事をかけますと、何千万かかかりますから、これを計画的に更新したいというふうに、LED化する予定です。これは、今年度、設計しまして来年度から順次工事に入っていくという計画をしております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 美濃議員。

○5番（美濃英俊君） ありがとうございます。

LED化についてはですね、水銀灯に比べると、LEDの特性として省電力化ということをよく言われております。あと併せて長寿命なので高所作業、取替え工事ですね、の回数も減るっていうことも踏まえて、結果、10年スパンで考えたときに安くつくなどいろいろあるので、よく検討して設計していただければと思っております。

続いて6項目めについて伺います。

これスポーツに関わる情報発信、そういったところを課題に挙げております。新たな取組はされておりますでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 山井教育部長。

○教育部長（山井法男君） 情報発信についても計画のほうで課題としております。市のFacebookは今ありますので、このFacebookを活用しまして、MIKANマラソン大会など周知してきたところですが、先般、江田島市公式LINEもできましたのでこちらも活用しまして、今後、周知に努めてまいりたいと考えております。

○議長（吉野伸康君） 美濃議員。

○5番（美濃英俊君） 公式LINEも導入されて月日がたちます。私も実際3か月前かな、くらいに導入させていただいておるんですけども。結構使われております。このたびのSEA TO SUMMIT等に関しても交流観光課、上げておりましたし、クマン100に関しても上げておりました。ぜひ御利用していただければと思っております。

また、伺いたいことがですね、eスポーツの窓口、そういったところですね、人材確保であるとか、そういった話もあろうかと思えます。体育協会の人材確保、そういったイベントだけでなくですね、様々な取組に関してもLINEやFacebookを通して活用されてみてはどうかなどは思っております。

あと併せて高齢者社会の江田島市において、Facebook、LINEっていうデジタル媒体だけでなく紙媒体での情報発信も必要ではないかと思っております。市民のスポーツへの参加意欲を高めるという目的に対して、広報えたじまにおいてですね、理想ではあるんですが、図書館だよりのような形で欄を設けることはできないものでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 山井教育部長。

○教育部長（山井法男君） そうしたスポーツを周知する、紹介するというのも計画の中で課題の一つとしております。これまで市の関係する事業のMIKANマラソンとか、そういった市が関係する事業についてのみは広報で随時その都度ですね、紹介してきたところですが、確かにおっしゃるように文化活動は毎月のようにページがあって、市民センターや公民館での活動が紹介されてます。スポーツもですね、今後そうしたような紹介を考えていきたいと思えます。

○議長（吉野伸康君） 美濃議員。

○5番（美濃英俊君） ありがとうございます。

これはもう企画のほうも携わることでですけども、ぜひ前向きに進めていただければと

思います。よく文武両道という言葉がありますが、スポーツの推進もぜひ前向きに御検討いただければと思っております。

7項目めの課題になります。

これね、私は子供がおらんもんで、あくまで要望という形でさせていただきたいのですけれども、学校体育の充実という項目を挙げてらっしゃいます。

はたから見てる感じだと、どうしても少子化という課題がありまして、結構御苦労されてるものと思います。ましてやコロナってということもあったので、体育教育、非常に大変だったと思います。

私の要望としましては、我々の世代、結構、運動に関しては充実した環境で育てていただいております。今後の子供たちにも同じように、できるだけのことをやってあげてほしいというのが要望であります。

今の課題7項目を踏まえてお伺いいたします。

この江田島市スポーツ推進計画は、平成29年から10年間の計画、ちょっと分かりにくいのでいうと、2017年から2026年度は4年間、残り4年間、4年度、今年含めて4年度、そういった計画になっております。前半6年間の取組、コロナ禍もあったということもありまして、今年、初めて取り組むものや、コロナ禍で休止になっているもの、そういったものが多くですね。取組自体が2年間程度になっているものが多いというのが現状であります。

そういう状況の中、先ほど教育長、御回答いただきましたけども、今年度スポーツに関する市民アンケート調査を実施し、この計画の中間点検を行う予定というふうにお話をいただいております。この対応がですね、計画が実行がほぼほぼできなかった状況の中でアンケートを取るというのは僕はあまり意味があるのかなど。計画を実際、4、5年やってからアンケート、実質ですね、これ残り4年間目いっぱい実行してからのアンケートをされてはどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 山井教育部長。

○教育部長（山井法男君） 今年度アンケート調査を実施しまして、この計画の中間点検を行うということにしておるわけですけれども、それについてもうちょっと先送りしたほうがいいんじゃないかという御提案だと思えます。

議員おっしゃったように、10年間の計画ですから、この計画では5年後のところの令和3年度に本当は中間点検をするということにしておりました。そのときには、例えば週1回以上スポーツをしている人の割合、これが計画を立てたときは39%だったのを、令和3年度には45%を目標にするといったことなんですけれども、令和3年度の目標といえどもコロナ禍でしたから、とてもいい結果が出るとは思えませんでしたので、そのときは見送りました。ただ今年度はですね、コロナ禍以前にスポーツ環境戻ると思っております、ただ、あまり早くやっても悪い結果になると思いますので、今年度のできるだけ遅い時期にこのアンケート調査を実施したいと思っております。ただですね、今後またコロナが再流行とかですね、スポーツを取り巻く環境が悪化した場合にはアンケート取る時期を考え直すとかいうことも考えてまいりたい、視野に入れておきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 美濃議員。

○5番（美濃英俊君） これ教育委員会だけじゃなくて執行部全体でもちょっと聞いていただきたいんですけども、私こういった行政の仕事の在り方も不満な点なので、ちょっと要望させていただきます。

この計画自体に他部署の連携のことや、P D C Aサイクルに関する記述までちゃんと計画には盛り込まれております。P D C Aサイクル、プラン・計画・実行等循環してやるものなんですけれども、このPのプランがこのスポーツ推進計画、それでD、事業をすること、そしてCが事業に対する評価、チェックですよね。これでAがアクション、改善っていうふうになってると思います。その中でDの事業するっていうところは、できなかった期間があまりに長い。周知活動に至ってはほぼできていない。そんな状況の中でチェックするってのは僕は問題があると思うんです。だからむしろできなかったから、改善をしてもう一度ちゃんと事業した上でチェックを受ける。やっぱり目的を達成するために事業すると思うんです。目標数値を定めてらっしゃると思うんですよね。それに対して、こういう事業しっかりしたからこうなった、チェックを受けるといような体制をしっかり考えてやっていただきたいと思っております。

今の状況で、僕はアンケートを取っても職員の労力の無駄であったり、アンケートの送料の無駄にもなろうし、市民がアンケートに答えることさえ無駄かなと僕は思っております。

目標値をしっかりと超えるようにしっかりと皆さんが事業を取り組んで、市民に問うような姿勢でお願いしたいと思っております。アンケートを取るためのアンケートにならないように。これは本当強く要望しておりますので、皆さんもよろしくお願ひいたします。あくまで要望です。

続いて2点目のスポーツ施設の安全についてお伺いします。

先日、公園の質問をですね、宮下議員、あと酒永議員がされてますので安全管理に関してある程度、伺っておるんですが、A E Dの設置についてお伺ひいたします。

間もなく海水浴シーズンですけども、長瀬海水浴場にA E Dの設置がないので、設置をしてはいかがでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 高橋産業部長。

○産業部長（高橋龍二君） 海水浴場へのA E Dの設置に関する御質問ということで、海水浴場は交流観光課のほうで所管しておりますので、私のほうで答弁させていただきます。

まず長瀬海岸につきましては、海水浴場につきましては常駐の管理員がいないため、市が定める遊泳期間、これは今年度は7月15日の土曜日から8月20日の日曜日となっておりますが、その遊泳期間中は管理人が海水浴場に常駐しますので、その期間に関しましては現地にA E Dを設置して対応を行っているところでございます。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 美濃議員。

○5番（美濃英俊君） 失礼しました。

数年前にですね、海水浴場でちょうど事故がありまして、死亡事故があったのを踏まえて私も申し出たのですが回答もなかったこと、あと、あそこで活躍されてます江田島カヌークラブの人たちもAEDがないよって言ってたので、ちょっとこういった質問になったんですが、できましたらそういったことは周知していただきたい。これ、市全体の江田島市が周知活動が下手だということの1つの問題だと思うんですよね。安全のことなのでしっかりそういった周知活動はしていただきたいと思います。私もこういった質問したので、失礼しました。

さらにお願ひになるんですが、海水浴期間以外にも修学旅行生、今カヌー等で使われております。そういったときもありますので設置に対しては見直しをしてみたいかががですかね。いかがでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 美濃議員にちょっと忠告いたします。これは通告外の質問で。

○5番（美濃英俊君） 施設の安全なので通告外にならないと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 通告書でその程度の文は通告書に書いて質問してください。

○5番（美濃英俊君） 分かりました。

○議長（吉野伸康君） 美濃議員。

○5番（美濃英俊君） それではAEDの話は終わりました、続けて、スポーツ施設のことについてお伺いいたします。

スポーツ施設の安全についてもう一つお伺いします。

能美スポーツセンターのトレーニングルームの管理者が常駐できていないのですが、安全を考えると常駐できる体制をしてはどうかと、必要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 山井教育部長。

○教育部長（山井法男君） スポーツセンターのトレーニングルームの安全管理についての御質問です。

議員おっしゃるように、トレーニングルームはスポーツセンターの一番奥にありますから、人の常駐はありません。玄関入ってすぐのところに管理人がいるという状態です。そういう状態ですから、現状で私どももこれでよいんだというつもりはありません。できればトレーナー置きたいところですが、いろいろ経費の問題等々もあり、苦慮しておるところですけれども、当面の対応として今年度、監視カメラをつけることで対応したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 美濃議員。

○5番（美濃英俊君） 江田島スポーツセンターのトレーニングルームに関してですが、江田島市スポーツセンター設置及び管理条例の第3条第2項にですね、スポーツ指導及びトレーニング指導を行うことというふうに記載があります。これカメラ設営は条例に適しているかっていうと、そうではないんじゃないかなと思うのですが、どうなのかなというところをちょっと聞きたいと思うのですが、実際ですね、できるかどうかというのは予算も絡むことなので何とも言えないとは思いますが、例えば

生涯学習課の職員をですね、eスポーツの体育協会の事務局で仕事をしてもらって、その間、体育協会の人間にトレーニングルームを見ていただくとか、なかなか予算の都合もすぐには難しいので、来年度以降予算化して実行するという手等もあると思います。とにかく事故が起こってからでは遅いことですので安全を担保することを要望いたします。

最後に3点目のスポーツ施設の使用料に関してですけれども、本当課題だとは思いますが、全体の課題だと思います。ただ要望として話させていただきます。

江田島市民にとって満足度が高いものをとにかく目指していただきたいなど。多くの市民にいかん利用してもらってということ、そこを重要課題にしていきたいと思っています。もう難しい課題ですけれども、使用料の値上げ値下げっていうだけじゃなくてサービス向上で賄うであるとか、そういったことも含めていろいろ御検討いただければと思っております。将来施設がまた朽ちてなくならないように、今後もずっと使えるような形で制度設計をしていただければと思います。

以上、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（吉野伸康君） 以上で、5番 美濃議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。11時まで休憩いたします。

（休憩 10時48分）

（再開 11時00分）

○議長（吉野伸康君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより2番 筧本議員の一般質問を行います。発言を補完するため、パネル等の使用について申出がありました。これを許可しております。

2番 筧本 語議員。

○2番（筧本 語君） パネルのほうちょっと失礼いたします。皆様、おはようございます。本日はお忙しい中、傍聴に足をお運びくださいました皆様、またインターネット中継を御覧いただいております皆様に厚くお礼申し上げます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、公営住宅について少しお話をさせていただきます。

公営住宅とは、県営住宅、市営住宅、町営住宅などの総称で、低所得者を対象に割安な賃料設定で提供される公共のための住宅です。

資料ですね、資料の2枚目をお願いいたします。

住宅に困窮する低所得の方を対象にした制度でありますので、入居の申込みの際には資料2枚目のような様々な条件があり、その条件をクリアした方が入居決定者となりますが、その後の審査で連帯保証人が必要となります。全国的に高齢化が進み、単身高齢者も増加している中、その公営住宅入居時の連帯保証人の確保が非常に困難となっているそうです。国は、平成30年3月に保証人の確保を公営住宅入居の前提とすることから、公営住宅管理標準条例（案）にて、保証人規定を削除し、各自治体へ通知しましたが、本市ではいまだ1人の連帯保証人を求めており、先日、市民の方から、将来的に公営住宅の入居を考えた際に不安を覚えると伺いました。

そこで、次の2点についてお伺いします。

まず1つ目は、国からの通知以降、県や広島市、呉市など11市町は保証人を不要としておりますが、本市は依然、1人の連帯保証人を求めております。なぜ、本市は保証人を不要とできないのか、その理由をお伺いいたします。

二つ目は、国からの通知以降、各自治体は保証人に頼らない仕組みを検討し、先進自治体の事例を基に、保証人規定の削除に向けて取り組んでいるものと考えられますが、本市においては、今後、保証人規定の削除は考えているのかお伺いいたします。

以上、2点について市長の答弁を求めます。

○議長（吉野伸康君） 答弁を許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 算本議員から、公営住宅入居時の保証人規定について、2点の御質問をいただきました。順にお答えをさせていただきます。

まず1点目の国からの通知以降、県や広島市、呉市など11市町が保証人を不要としているのに対し、本市は依然1人の連帯保証人を求めている理由についてでございます。

国が平成30年3月に改正した公営住宅管理標準条例（案）では、住宅に困窮する低額所得者への住宅提供という公営住宅の目的を踏まえ、保証人を確保できないために入居できない事態が生じないように、保証人に関する規定が削除されました。併せて各自治体に対して、住宅困窮者の公営住宅への入居に支障が生じることがないように、地域の実情を総合的に勘案して、適切な対応をするよう示しているところでございます。

こうした中で現在、本市が管理しております公営住宅には、362戸に入居をいただいております。また、入居者における単身高齢者は125名となっております。全ての入居者の34.5%、約3分の1が単身高齢者となっている現状がございます。

こうした状況において、本市が連帯保証人を必要としている理由といたしましては、連帯保証人による滞納者への催告のほか、入居されている単身高齢者の緊急時における対応など、入居者の居住の安定確保を図る上で重要な役割を求めているためでございます。

次に2点目の、今後、連帯保証人規定の削除は考えているかについてでございます。

先ほど申し上げましたように、連帯保証人の方には、滞納者への催告のほか、単身高齢の入居者の緊急時の対応、入居者の皆さんの居住の安全・安心を確保する上で重要な役割がございます。そのため現時点では、連帯保証人の規定を削除することは考えておりません。なお、公営住宅の入居を申し込む際に保証人の連署を必要としない特別の事情があると認められる方におきましては、連帯保証人の免除規定がございますので、この対応をさせていただいております。

住宅に困窮されている方が入居に支障が生じることがないように、市民の立場に立った適切な対応に、市民の方に寄り添った対応をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 算本議員。

○2番（算本 語君） ただいま2点の質問に対し、御回答いただきありがとうございます。

公営住宅法第1条で、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに

足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とすると記されていますが、公営住宅が低所得の住宅困窮者のための住宅であることを考えると、保証人を絶対要件とすることは制度の趣旨に反することと考えられます。

令和4年10月に総務省が公表しております中部管区行政評価局が東海4県で行った調査結果によりますと、保証人の確保が困難という理由により入居を辞退した事例が平成30年度から令和3年度までで85事業主体中、23事業主体で発生していたそうです。パネルの、資料の3枚目見てもらったらいんですけど、こちらは住宅の市営住宅の位置図になります。

先ほど市長答弁において、現在、本市が管理している公営住宅には362戸が入居しており、その中で、入居者における単身高齢者は125名となっており、現状全ての入居者の34.5%、約3分の1が単身高齢者であるとのことでした。高齢化率が45%を超える本市において、身寄りのない単身高齢者の数は少なくはないと思われませんが、入居を考えた際、保証人の確保ができず、入居を諦めなければならない状況が容易に想像されます。

そこでお伺いします。

本市において、保証人の確保が困難という理由により、入居を辞退した事例は発生しているのか、お答えください。

○議長（吉野伸康君） 西川土木建築部長。

○土木建築部長（西川貴則君） 令和4年度におきまして、申請者が連帯保証人を確保する過程の中で、他の要因があり申請を取り下げた事例が1件ございます。市ではこの方から連帯保証人の確保が難しいことを聞き取った後に、連帯保証人の免除規定の説明を行っておりますが、連帯保証人免除申請書は提出されなかったということでございます。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 筧本議員。

○2番（筧本 語君） 令和4年度において、申請者が連帯保証人を確保する過程の中で申請を取り下げた事例が1件あり、市では連帯保証人の免除規定の説明を行ったが、連帯保証人免除申請書が提出されなかったとの御回答でした。

申請者はお1人ではありますが、申請前に諦めた方もいたであろうことは想像に難しくありません。本市において、事実、連帯保証人の確保が困難で入居ができない方が存在することを強く認識すべきです。

さて、先ほどの市長答弁において、本市が連帯保証人を必要としている理由として、連帯保証人による滞納者への催告のほか、単身高齢の入居者の緊急時の対応など、入居者の居住の安定確保を図る上で重要な役割を求めているためであるとの御回答でした。

過去に広島地裁において、連帯保証人に対する長期未払い賃料の支払い請求が権利の濫用として否認された事例があります。これは、管理者が連帯保証人に対して催告書の送付はおろか、賃借人の賃料滞納状況すら知らせていなかったことが大きな理由であると、判決の要旨に記されておりました。

このように、連帯保証人に対し、入居者の現状を適宜通知することは大変重要であります。そのためにも、入居者の現状や滞納状況をつぶさに把握しておくことが必要であると考えられます。

そこでお伺いします。

今現在、公営住宅入居者による未払い賃料額はどのくらいあるのでしょうか。

また、連帯保証人へ長期未払い賃料の請求を行い、納付された事例はあるのでしょうか、お答えください。

○議長（吉野伸康君） 西川土木建築部長。

○土木建築部長（西川貴則君） 令和5年5月末現在における令和4年度末の未払い金額は住宅使用料が36戸、約256万円。駐車場使用料は5戸、約4万円ございます。

連帯保証人へ長期未払い賃料の請求を行ったことはございませんで、また、納付された事例もございません。

なお、本市では、連帯保証人を通して入居者への納付の催告を行うことで、未納者への納付の働きかけを行っております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 筧本議員。

○2番（筧本 語君） 令和4年度の未払い金額は、住宅使用料が36戸、約256万円、駐車場使用料は5戸、約4万円で、連帯保証人からの納付事例はないとの御回答でした。

責任の重さなどから、連帯保証人確保のハードルは高いにもかかわらず、連帯保証人からの納付事例はないとのことであるのならば、連帯保証人規定の必要性をあまり感じないように思います。先ほど市長答弁において、本市が連帯保証人を必要としている理由として、連帯保証人による滞納者への催告のほか、単身高齢の入居者の緊急時の対応など入居者の居住の安定確保を図る上で重要な役割を求めているためであるとおっしゃられました。さきの中部管区行政評価局の調査結果によりますと、保証人規定を削除した事業主体では、入居者への早期かつきめ細やかな納付指導、緊急連絡先届の提出などで家賃収納率の低下や、緊急事態の発生に対応した結果、家賃収納率について特段の低下は見られず、支障は特にないとのことでした。他方、県や保証人を不要とした自治体は、保証人の代わりに家賃を肩代わりする義務を負わない緊急連絡人の連絡先を求める対応をしているようで、これにより、役割として大きく変わることなく、本当に入居を必要としている方へ間口が大きく広がるのではないかと考えられます。

本市においては、現時点で連帯保証人の規定を削除することは考えていないとのことでしたが、今後、保証人規定を削除した他市町の状況についての的確に情報を収集し、早期に改善していただくよう、切にお願いします。

さて、先ほどの市長答弁において、公営住宅の入居を申し込む際に、保証人の連署を必要としない特別の事情があると認められる方においては、連帯保証人の免除規定があるとおっしゃられました。特別な事情とはどういったものものなのか、詳しくお答えください。

○議長（吉野伸康君） 西川土木建築部長。

○土木建築部長（西川貴則君） 市営住宅設置、整備及び管理条例第12条第3項に、特別の事情があると認める者に対し、保証人の連署を必要としないこととすることができるとございます。具体的に申しますと、生活保護法第6条に規定する被保護者及び被保護者ではない要保護者、また、生活困窮者自立支援法第3条に規定する生活困窮者、また、入居者が65歳以上の者であり、かつ同居者のいずれもが65歳以上又は18歳未満の者である場合など、計15項目のいずれかに該当する方となっております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 算本議員。

○2番（算本 語君） 特別な事情があると認める15項目のいずれかに該当する方となっているとのことでしたが、その中に含まれているであろう中で、特に申し上げておきたい項目が2つあります。

一つ目は、DV被害者の方への対応です。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する被害者で、次のいずれかに該当する方については、単身者用住宅への申込みが可能とあります。まず、配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していないもの。そして、配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定による裁判所がした命令の申立てを行ったもので、当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないものとあり、入居予定者で、配偶者からのDV被害により入居の事実を秘密にする必要がある方については、緊急時等の連絡先が確保されている場合に限り、連帯保証人の連署を免除する場合がありますとされております。本市において該当者が存在するののかについての質問は、個人情報となるため差し控えますが、こういった制度の周知や入居予定者への配慮に努めていただきたいと思います。

2つ目は、災害の被災者への対応です。

災害等で被災された災害罹災者等の江田島市市営住宅緊急入居に関する事務要領の第3条では、被災者の災害緊急入居を認める際、条例第12条第1項に規定する連帯保証人を要しないこととされております。本市では、平成30年7月豪雨災害 江田島市復旧・復興プランの中で、住宅が罹災し、居住が困難となった江田島市内の被災者の方に対し、一時入居先として市営住宅を提供し、最大13戸、15世帯の方の入居があり、その際、連帯保証人を求めなかったと伺っております。

このように、特別な事情があると認める場合の対応として相応の判断だと思われませんが、急を要する際の対応にも今後も尽力していただきたいと思います。

さて、先日、中国新聞にて、福山市で発達障害のある子供の親たちでつくる「のぼらの会」が中心となり、市営住宅入居の際に連帯保証人を求める規定をなくすよう署名を集め、市に要請しているとの記事を目にしました。連帯保証人は、一般的に家族や親族が引き受ける場合が多いのですが、将来的に親が亡くなった後、発達障害のある方の入居が難しくなるのではないかと懸念されるためです。確かに施設やグループホームという選択肢はありますが、共同生活になじめず、ストレスから精神疾患を患う可能性を懸念し、家賃の安い市営住宅での一人暮らしを望む声は多いそうで、実際に保証人を求め

られて入居を諦めた方もいるそうです。

このように、連帯保証人の規定は、本当に必要な方々にとって大きな壁となっているのが実情です。本市においては、現時点で連帯保証人規定の削除は考えていないとのことでしたが、いま一度しっかりと現状を把握し、市民が誰一人取り残されることのない社会を目指していただきますよう切にお願い申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（吉野伸康君） 以上で、2番 算本議員の一般質問を終わります。

7番 長坂実子議員。

○7番（長坂実子君） 皆さん、こんにちは。7番議員、政友会の長坂実子です。傍聴席にお越しの皆様、足をお運びいただきありがとうございます。そしてインターネット配信を御覧の皆様、御視聴ありがとうございます。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。どうぞよろしく願いいたします。

男女共同参画、ジェンダー平等の推進について、1項目3点の質問をさせていただきます。

男女共同参画は、国際社会で共有される規範であります。全ての人が生きがいを感じられ、多様性が尊重される社会の実現と、持続的な社会の発展のためには、男女共同参画の推進は必要不可欠です。様々な視点の取組が必要ですが、今回は3点に絞って質問させていただきます。

世界経済フォーラムが発表した昨年度の我が国のジェンダーギャップ指数、これは男女間格差の評価ですが、世界146か国中116位であり、特に経済や政治参加の分野の評価は、世界の中でも底辺レベルとなっております。

本市でも昨年度、男女共同参画基本計画の中間見直しのために市民アンケート調査を実施していますが、アンケート結果では、賃金や昇給、昇進・昇格など、賃金や雇用に見る経済的な男女間格差があるという認識が大きくなっております。

さらに、この経済力の格差が家庭内暴力、DVの増加につながると言われております。これは深刻な人権侵害であります。本市においてこの数年、DV被害の相談件数は20件前後と減少はしていない状況です。

また、市民アンケート結果から、意思決定や方針決定での男女構成比に表れる政治的な格差が見られ、男性優位であるという市民の意識が大きくなっています。今の江田島市議会議員16人中、女性議員は2人ですが、市民からは女性議員が少ない、もっと増やさないといけないのではないかという声もこれまでに様々な世代から多くいただいております。

さらに注目すべきは、男女平等意識の調査です。前回調査と比べて今回の調査は、家庭、職場、学校教育、議会、社会全体など全ての場で男性優遇の意識が高くなっており、男女平等意識の醸成を図るための教育や啓発の取組がこれまで以上に必要になっているのだと思います。

市民が抱くこのような不平等感、人口減少と少子高齢化に大きく関わっていると思います。本市の人口構成比で見ると、若い世代の流出が多く、20代、30代の女性が特に少ない状況です。女性が地元で働く環境充実に求められています。

今の江田島市にとって経済的、政治的、社会的にある男女間格差の解消に向けた取組を進めることが、女性だけでなく、全ての市民が活躍でき、住み続けたいと思えるまちづくりになると考え、以下伺います。

1、女性が出産、子育て、介護などライフイベントを抱えながらも、経済的に自立した生活をできるような女性の就業環境の取組について伺います。

2、DV根絶のための本市の取組状況、また、男女共同参画、ジェンダー平等の広報や啓発の取組状況を伺います。

3、義務教育におけるジェンダー平等、男女共同参画やデートDV防止のための取組を伺います。

以上、1項目3点について質問いたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（吉野伸康君） 答弁を許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 長坂議員から、男女共同参画の推進について、3点の御質問をいただきました。1点目と2点目を私がお答えし、3点目を教育長がお答えをさせていただきます。

本市では平成30年4月に江田島市第2次男女共同参画基本計画を策定し、「男女が共に認め合い 共に活躍する『恵み多き島』えたじま」を基本理念として、女性の就労支援、DVの根絶やジェンダー平等など、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組を推進しております。

まず1点目の出産、育児、介護などのライフイベントを迎えながらも、女性が経済的に自立した生活をできるような就業支援の取組についてでございます。

就業支援の取組として、まず広報啓発活動を実施しております。市の広報紙やホームページにおきまして、求職情報や相談窓口の案内を随時掲載するとともに、男女雇用機会均等法等の法制度や女性の雇用及び労働条件向上に関する情報を提供し、多様な働き方への意識啓発と理解を図る取組をしております。

次に、相談支援体制及び求職活動支援では、女性の再就職支援相談事業として、呉公共職業安定所と連携し、求人情報の提供、保育サービスや就労に関する法律など、働くことに必要な情報の提供、早期就職に向けた計画的なサポートを行っております。また、呉公共職業安定所が設置しているマザーズハローワークや、県立呉高等技術専門校での職業訓練の案内も行っております。

そのほか、江田島市社会福祉協議会が主体となって、無料職業紹介所を開設し、求人情報の提供のほか、就業相談も行っており、本市もこの事業に協力をいたしております。

さらに金銭的な支援につきましては、高等技能職業訓練促進費給付事業として、ひとり親家庭に対し、就職に有利な資格の取得を促進するための職業訓練中の生活支援を行うなど、女性が経済的に自立した生活ができるよう、就業支援の取組を進めているところでございます。

次に、2点目のDV根絶のための本市の取組状況、また、男女共同参画の広報や啓発の取組状況についてでございます。

DV根絶のための取組といたしましては、DV発生の予防と根絶に向けて、市の広報

紙やホームページ、チラシやパンフレットの配布、講座の開催などを通じて啓発を行っております。また、相談者のプライバシーに配慮しながら適切な対応や支援が行えるよう、関係機関との連携により、利用可能な制度の周知や手続の支援を行うなど、被害者のための相談体制の充実に努めております。

さらに、DV事案への対応としては、その家庭内で児童が関係する場合が多いため、江田島市要保護児童対策地域協議会で、広島県や警察、江田島市社会福祉協議会などと情報共有しながら、個別事案ごとに各機関が連携し、解決に向けた支援を行っております。特に、広島県西部こども家庭センターは、児童相談所と配偶者暴力相談支援センターなどを兼ね備えた機関であることから、定期的な連携を図っております。

次に、男女共同参画の広報や啓発の取組といたしましては、関係資料や情報を収集し、図書館などの情報コーナーでの普及をはじめ、市の広報紙やホームページなどを通じて広く情報の発信を行っております。

また、男女共同参画の意識の醸成を図るための江田島市男女共同参画セミナーを毎年開催をしておりました。しかしながら、令和2年度以降の3年間は新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、やむなく中止をしておりました。今年度、令和5年度につきましては、例年どおりセミナーを開催する予定でございます。

国は今年6月13日に女性版骨太の方針である女性活躍・男女共同参画の重点方針2023を発表いたしました。本市におきましてもこの方針に基づきながら、誰もが生きがいを感じ多様性が尊重されるまちの実現に向けて努力してまいりたい、このように思っております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 岡田教育長。

○教育長（岡田 學君） 長坂議員から3点目の質問についてお答えをさせていただきます。

義務教育における男女共同参画やデートDV防止のための取組についてはでございます。

まず、男女共同参画についてでございます。

義務教育における男女共同参画は、非常に重要なテーマであると考えております。男女共同参画を実現していくためには、児童生徒の発達の段階に応じ、社会科、家庭科、道徳科、特別活動等の関係の深い教科を中心に、学校教育全体を通じて、人権の尊重や男女の平等、男女が共同して社会参画することの重要性について指導することが大切になると考えております。

具体的には、社会科の歴史や公民分野の授業で、女性の偉業や貢献者について学ぶ機会を設けたり、男女の平等の権利や性差別の問題を取り上げたりするなどの授業を実施しております。また、道徳科には、友情、信頼の内容項目があり、異性についての理解を深める資料を活用した事業を行っております。

また、性別に関するステレオタイプを払拭し、性別に関係なく自由に選択することができる機会の提供についても取り組んでおります。例えば市内小中学校では制服を採用している学校がありますが、いずれの学校においても女性はスカートと規定するのでは

なく、ズボンを着用してもよいと、そういうふうにしております。部活動においても、男女にとらわれることなく入部することを可能としております。

次に、デートDV防止についてでございます。

DV、ドメスティックバイオレンスとは配偶者から受ける暴力のことですが、配偶者関係にない交際相手に対する暴力をデートDVと申します。デートDVの多くは、若者たちの交際中に起こり、被害者も思春期、青年期の若者が多くなってきております。デートDVを防止するためには、他者に対する尊敬や共感の心情や態度を育て、健全な人間関係を構築していく教育活動を展開する、そういうことが大切であると捉えております。児童生徒に対して、全ての教育活動を通じ互いを尊重し、暴力やいじめを行わないようにすることを指導しております。

また、コミュニケーション能力を高めることもデートDV防止においては大切であると捉えております。コミュニケーションスキルを育成し、感情を適切に表現し、対話を通じて問題を解決する方法についても、国語科の話し合うことの授業や道徳科での対話などの機会を通じて学んでおります。

直接的な被害を防止するための手だてとしましては、主に中学校においては、健康教育の一環として、デートDV防止の重要性や、そのリスクとなる要因、例えばSNSを発端とした事案等について学ぶ機会を設けております。自己価値や健康な関係の構築に関する情報を提供し、DVの早期警戒意識を高めることにつながる取組を行っております。

実際にデートDV被害等を受けた場合のサポート体制としては、校内に相談窓口を設置するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置して対応できるようにしております。

なお、市内の小中学校においては、確認できます過去5年間におきましては、デートDVによる被害は発生しておりません。今後は、これらの取組をさらに充実させ、小学校と中学校における男女共同参画、デートDV防止に対する意識を高め、児童生徒が平等かつ安心できる環境で学び、成長できるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 長坂議員。

○7番（長坂実子君） 御答弁ありがとうございます。

1点目から順に再質問させていただきます。

出産、育児で離職後、再就職先を探すときによくいただいている声ですけれども、仕事の選択肢、応募できる求人情報がとても少なくて困るというような声を聞きます。今は江田島市は特に20代、30代の女性の人口が少ないという課題もあります。

若い世代が住み続けるためには、女性が子育てなどライフイベントを迎えながらも、多様な働き方ができる環境の充実が必要だと思っております。もちろん事業所や家庭など社会全体へ啓発していくべきだと思っておりますが、特に行政主導で女性の就労支援の取組が必要だと思っております。

そこで1点提案させていただきたいことがあります。今、本市ではサテライトオフィスなどの企業誘致に力を入れています。女性の経済的な自立のためのデジタル人材育

成は、先ほど市長の御答弁がありました。国の女性版骨太の方針の重点方針にもなっております。サテライトオフィスの誘致とともに、女性のデジタル人材育成、就労支援、取り組んではいかがでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 高橋産業部長。

○産業部長（高橋龍二君） 女性のデジタル分野への就労支援ということでの市の支援というお尋ねというふうに思いますので、就労支援ということで産業部のほうで答弁をさせていただきます。

まず、議員仰せのとおり、女性に特化したデジタル分野での就労先が少ないという実態がまずございます。そうしたことを踏まえ、デジタル人材の育成につきましては、男女を問わずハローワークの求職支援制度の中で、要件を満たす場合、IT分野の職業訓練を実施する制度があります。新型コロナ以降は通学ではなく、オンライン形式での受講も訓練の給付対象となっており、本市といたしましても、まずこうした国の施策の周知や活用で希望する方のデジタルスキルの習得ということを中心に現状進めてまいっているところです。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（吉野伸康君） 長坂議員。

○7番（長坂実子君） 市としてまた、さらに先の女性の就労支援っていうところをぜひ目指していただきたいなと思ひまして、女性のデジタルスキルの習得から就労まで支援をするという取組をしている自治体がありますので、ちょっと紹介したいと思ひます。

兵庫県の豊岡市は、江田島市と同じく若い世代、特に女性の流出が多かったことから、女性のデジタル人材育成と女性の働きやすい環境づくりに取り組んでいます。子育て中の女性がデジタルスキルという新たな学びに参加しやすいように、子育て支援拠点なども活用して、デジタルスキルの習得等、地元企業のニーズ喚起、マッチングなどで就労支援に取り組んで、新しい就労になってきているとのこと。

女性の新たな就労環境による仕事の多様化、女性の働きやすい環境づくりによる女性の就労支援の充実は江田島市でも必要だと思ひますので、ぜひ積極的な取組をよろしくお願ひいたします。

続きまして、2点目、男女共同参画、ジェンダー平等の広報啓発の取組についてです。

市民アンケート結果から議会や政治の場の男性優遇の意識が多く持たれているのが分かります。先ほども申しましたが、今、江田島市議会、現在、議員16人中女性議員は2人です。女性議員をもっと増やさないといけないという声もこれまでいただいております。

女性の政治参加推進については、平成30年に政治分野における男女共同参画の推進に関する法律ができております。令和3年には改正され、これまで以上に政治分野での男女共同参画を推進するように定められています。選挙において男女の候補者数ができるだけ均等になることを目指すことなどを基本原則にしており、地方公共団体の責務や自主的な取組を定めたものです。もちろん議会も向き合っていないといけないことだと思ひますが、市担当へのお願ひは、女性の政治参加を進めるためにも、男性女性の固

定的な役割分担意識の解消に向けた啓発は進めていただきたいということです。立候補という制度は、もちろん男女平等にありますけれども、女性がそこに乗れていない現状があると思います。

中止となっていた男女共同参画セミナーを今年度は開催予定ということです。コロナで3年、そして、その前は台風で1年で中止となっていたと思いますので、5年ぶりの開催だと思います。男女共同参画の機運づくり、意識改革の取組は重要ですので、よろしくお願いいたします。

他の市議会でも取組が広がっており、女性が過半数となった市議会も幾つか出てきております。本市議会においても女性の政治参加について、どのように進めていくか、研究、議論を進めていく必要があると思います。これは議会の問題提起とさせていただきます。

続きまして、2点目のDV根絶のための取組について再質問させていただきます。

アンケート結果を見ますと、DV被害の経験がある人のうち友人や家族などに相談した割合は高いですが、誰にも相談していない人も30%と高いです。行政への相談は4%、警察への相談も4%。そして、DVに対する対策や支援に必要なものは何かという質問には、相談しやすい環境づくりの充実が最も高く50%となっています。

御答弁から、相談から支援までの連携体制があることは分かりましたが、相談するまでのハードルが高いのではないのでしょうか。直接窓口に行くことや、電話だけではなく、気軽に相談できる窓口として、例えばLINEなどSNSを活用してはどうでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 江郷市民生活部長。

○市民生活部長（江郷吉行君） DVの相談についてのアンケート調査にもございますように、行政機関への相談は大変低い回答となっています。今後は少しでも相談しやすいように相談者の個人情報厳守して、相談の入り口としてのハードルを下げの方法を検討してまいります。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 長坂議員。

○7番（長坂実子君） そもそもDVの相談から支援までどのようなことをしてもらえるのか、先ほども御答弁ありましたけれども、市民は知らない人がほとんどだと思います。行政に相談しても何の役にも立たないのではないかと。また、逆に行政に相談したら大ごとになるのではないかと。思ってしまうられないように、相談したらどのような支援をもらえるのかということ、例えばホームページに分かりやすく掲載したり、広報を使って市民へ周知することはいかがでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 江郷市民生活部長。

○市民生活部長（江郷吉行君） 政府の女性活躍・男女共同参画の重点方針2023におきましても、配偶者暴力の防止に関する啓発と相談窓口の周知として、被害者がためらうことなく相談することができるよう、配偶者暴力相談支援センターなどの窓口相談について、一層の周知を図るとしています。

本市といたしましても、第2次男女共同参画基本計画において、あらゆる暴力の根絶を基本方針の一つに定めております。政府や広島県の取組や相談後の支援などを分かり

やすく周知してまいります。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 長坂議員。

○7番（長坂実子君） ぜひよろしく願いいたします。

それでは、3点目の義務教育における男女共同参画、ジェンダー平等についての再質問させていただきます。

今年度から文部科学省は全国の学校で導入できるように、性に関する新しい教育である「^{いのち}生命の安全教育」を推進しています。子供たちを性暴力の被害者、加害者、傍観者にさせないために、幼児期から高校生までの子供の発達段階ごとに命の大切さ、自分や相手を尊重し大事にすること、性暴力の被害に遭ったときの適切な対応の仕方などが指導内容になっています。人権教育としての新たな性教育だと思います。江田島市の小中学校での命の安全教育についての取組をどのように考えていますでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 山井教育部長。

○教育部長（山井法男君） 「^{いのち}生命の安全教育」についてのお尋ねです。

ちょうど2年前のこの市議会ですけれども、令和3年6月の市議会におきましても長坂議員から一般質問いただきました。そのときの一般質問の内容は、性教育にもっと力を入れてはどうかとの御質問でした。

そのときにも話題になりました「^{いのち}生命の安全教育」、この「^{いのち}生命の安全教育」ですけれども、内閣府と文部科学省が令和3年4月に公表した教材です。幼児期から大学まで年齢に応じた6種類の教材で、それぞれ10分程度の動画になっています。6種類というのが幼児期、小学校低学年、小学校高学年、中学生、高校生、大学生と、この6種類、スライド式の動画なんですけれども、この事業は令和3年度からスタートしておりますけれども、文部科学省では今年度、全国全ての小中高等学校での実施を目指しております。

本市におきましては、能美中学校で既に実施しておるところですけれども、今後、文部科学省の方針に沿った取組をしていきたいと考えております

以上です。

○議長（吉野伸康君） 長坂議員。

○7番（長坂実子君） 保護者から性教育をしてほしいという要望が多くありますので、ぜひ学校現場で「^{いのち}生命の安全教育」から進めていただきますようよろしくお願いいたします。

また、「^{いのち}生命の安全教育」の教材としてスライドや動画を文部科学省のホームページ掲載されております。保護者にも家庭教育の教材として勧めることをしてはどうでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 山井教育部長。

○教育部長（山井法男君） 「^{いのち}生命の安全教育」を保護者に紹介してはどうかとの御提案です。

この教材につきましては、令和3年6月の中国新聞に掲載されまして、そのときは1ページの3分の1か2分の1ぐらい結構大きなスペースだったと記憶しています。その

新聞がありましたので、保護者で見られた方もいるかもしれませんが、見てない方もいるかもしれません。ただこれをですね、保護者に紹介するということにしますと性教育には抵抗を感じる保護者もいると思います。そうしたことから、これを紹介するかどうかにつきましては、PTA、保護者とも相談して決めたいと思います。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 長坂議員。

○7番（長坂実子君） 「生命の安全教育」は、性教育の中でも人権に関わる大事な教育だと思いますので、ぜひ学校、家庭でも勧めていただきたいと思います。

続きまして、デートDVについてですが、御答弁では既にデートDVの予防教育に取り組み、学校内でもデートDV被害の相談窓口体制を取っており、過去5年間、被害は発生していないとの御答弁でした。江田島市内のDV、家庭内暴力の状況を見ますと、相談件数は年間20件前後ある状況です。子供の目の前で家族に暴力を振るう、心理的な虐待と言われますが、この割合も大きくこの数年減っていません。DVをなくすためには子供のときからの予防教育が最も重要だと思いますので、引き続きの取組を進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

現代社会において、昔は言われていなかった若年層からのデートDV、この予防が必要とされるような状況です。子供たちが思春期を迎えて恋愛とか始めると、昔はなかったですけど、SNSでインターネットで恋愛の仕方などいろいろ学んでいくというような状況にあり、保護者も大変心配しているような状況です。小中学校での人権教育の視点に立った性教育の充実性を感じております。

「生命の安全教育」は、今年度の女性版骨太の方針で、女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現のための取組となっております。今後の取組をぜひお願いしたいと思います。

今、国も全体的にですが、江田島市も様々な場面で男性、女性が持つ固定的な意識、また男女間の不平等感解消に向けて変わっていくことが求められていると思います。女性が活躍して尊厳と誇りを持っていける社会は、誰もが暮らしやすい社会となり、地域の発展になると私は思っています。社会文化を変えるには、行政主導の取組がとても重要だと思います。今後の一層の取組をお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（吉野伸康君） 以上で7番 長坂議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。13時まで休憩いたします。

（休憩 11時55分）

（再開 13時00分）

○議長（吉野伸康君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2 報告第2号

○議長（吉野伸康君） 日程第2、報告第2号 令和4年度江田島市一般会計継続費繰越計算書に関する報告についてを議題といたします。

直ちに提出者からの報告を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま、上程されました報告第2号 令和4年度江田島市一般会計継続費繰越計算書に関する報告についてでございます。

令和4年度江田島市一般会計継続費繰越計算書を、議案書2ページのとおり調製しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、これを議会に報告するものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしくお願いたします。

○議長（吉野伸康君） 奥田総務部長。

○総務部長（奥田修三君） それでは、報告第2号につきまして御説明いたします。

議案書の2ページをお願いします。

議決をいただいております継続費の年割額につきましては、あくまで予定額となります。そのため、実際の支出額が年割額に達しない場合には、支払残額を継続費、最終年度まで逡次繰越しすることができるものです。このたび、繰越計算書を調製しましたので、議会に報告させていただきます。

それでは、令和4年度江田島市一般会計継続費繰越計算書について説明します。

2款総務費、1項総務管理費、事業名、公共施設再編整備事業費の（仮称）柿浦交流プラザ新築工事設計等業務です。

継続費の総額2,429万4,000円のうち令和4年度継続費予算現額の計1,929万4,000円、支出済額及び支出見込額はゼロ円、残額1,929万4,000円を翌年度に繰越しをしました。

繰越額に対する財源内訳は、繰越金109万4,000円、特定財源は地方債1,820万円です。

次に、事業名、公共施設再編整備事業費の（仮称）大幸交流プラザ新築工事設計業務です。

継続費の総額1,112万円のうち令和4年度継続費予算現額の計333万6,000円、支出済額及び支出見込額はゼロ円です。残額333万6,000円を翌年度に繰越ししました。

繰越額に対する財源内訳は、繰越金123万6,000円、特定財源としまして地方債210万円です。

次に、事業名、公共施設再編整備事業の（仮称）飛渡瀬交流プラザ新築事業です。

継続費の総額3億4,153万2,000円のうち令和4年度継続費予算現額の計2億6,409万5,000円、支出済額及び支出見込額1億768万円、残額1億5,641万5,000円を翌年度に繰越しをしました。

繰越額に対する財源内訳は、繰越金791万5,000円、特定財源としまして地方債1億4,850万円です。

次に、事業名、公共施設再編整備事業の（仮称）切串交流プラザ新築事業です。

継続費の総額4億563万3,000円のうち令和4年度継続費予算現額の計3億1,924万6,000円、支出済額及び支出見込額9,246万6,440円、残額2億

2, 677万9, 560円を翌年度に繰越しをしました。

繰越額に対する財源内訳は、繰越金1, 137万9, 560円、特定財源としまして地方債2億1, 540万円です。

次に、事業名、交通船事業特別会計繰出金でございます。

継続費の総額2億4, 740万円のうち令和4年度継続費予算現額の計2億3, 390万円、支出済額及び支出見込額はゼロ円、残額2億3, 390万円を翌年度に繰越しをしました。

繰越額に対します財源内訳は、特定財源としまして地方債2億240万円、その他3, 150万円です。

次に、3款民生費、2項児童福祉費、事業名、保育施設管理運営事業でございます。

継続費の総額3億5, 658万4, 000円のうち令和4年度継続費予算現額の計2億8, 269万9, 000円、支出済額及び支出見込額9, 919万7, 560円、残額1億8, 350万1, 440円を翌年度に繰越しをしました。

繰越額に対します財源内訳は、繰越金920万1, 440円、特定財源としまして地方債1億7, 430万円です。

説明につきましては以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、報告第2号を終わります。

日程第3 報告第3号

○議長（吉野伸康君） 日程第3、報告第3号 令和4年度江田島市一般会計予算の繰越明許費に関する報告についてを議題といたします。

直ちに提出者からの報告を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま、上程されました報告第3号 令和4年度江田島市一般会計予算の繰越明許費に関する報告についてでございます。

地方自治法第213条の規定による繰越明許費に関しましては、議案書4ページ及び5ページの繰越計算書のとおりとなりましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、これを議会に報告するものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 奥田総務部長。

○総務部長（奥田修三君） それでは、報告第3号につきまして御説明いたします。議案書4ページをお願いします。

令和4年度江田島市一般会計繰越明許費繰越計算書です。

一般会計におきます繰越事業は、3款民生費で、人権啓発一般事業、外国人市民交流事業の2事業。4款衛生費で、新型コロナウイルス感染症予防対策事業、母子保健事業、家庭一般廃棄物収集運搬業、前処理センター管理運営事業、環境センター管理運営事業の5事業。6款農林水産業費で、農業用施設維持管理事業、小規模崩壊地復旧事業、水産業施設維持管理事業、漁港事業の4事業。

次のページ、5ページをお願いします。

8款土木費で、道路維持管理事業、道路改良事業、道路整備事業県負担金、河川維持管理事業、急傾斜地崩壊対策事業県負担金、港湾維持管理運営事業、港湾建設事業県負担金、市営住宅維持管理事業の8事業。11款災害復旧費で、農業施設災害復旧事業、林業施設災害復旧事業の2事業。13款諸支出金で、下水道事業会計繰出金の1事業です。

この合計22事業、総額4億6,784万9,000円の繰越額につきましては、2月の定例会におきまして議決をいただいているところです。そのうち、4款衛生費の前処理センター管理運営事業、6款農林水産業費の小規模崩壊地復旧事業、8款土木費の道路改良事業につきましては、令和4年度内に事業が完了し、そのほかの8事業におきましても進捗状況により、繰越額が減となっております。

このことから、令和5年度への翌年度繰越額の総額は3億9,476万8,000円です。なお、翌年度繰越額に係る財源内訳につきましては、既収入特定財源ゼロ円、未収入特定財源としまして、国県支出金が1億2,035万4,000円、地方債が1億6,280万円、その他が153万4,000円、一般財源が1億1,008万円でございます。

説明につきましては以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で報告第3号を終わります。

日程第4 報告第4号

○議長（吉野伸康君） 日程第4、報告第4号 令和4年度江田島市一般会計事故繰越し繰越計算書に関する報告についてを議題といたします。

直ちに提出者からの報告を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました報告第4号 令和4年度江田島市一般会計事故繰越し繰越計算書に関する報告についてでございます。

令和4年度江田島市一般会計事故繰越し繰越計算書を、議案書7ページのとおり調製しましたので、地方自治法施行令第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により、これを議会に報告するものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 奥田総務部長。

○総務部長（奥田修三君） それでは、報告第4号につきまして御説明いたします。議案書7ページをお願いします。

令和4年度江田島市一般会計事故繰越し繰越計算書です。

このたびの事故繰越しは、衛生費の葬斎センター管理運営事業などにおきまして、計画策定における確認作業に時間を要したことから、期限内の完了が困難となったもの。また、繰越事業として実施しておりました災害復旧事業などにおきまして、通行規制等の地元調整に不測の日数を要したことから期限内の完了が困難となり、事故繰越しをし

たものです。繰越事業は、4款衛生費で、葬祭センター管理運営事業、前処理センター管理運営事業、リレーセンター管理運営事業、環境センター管理運営事業の4事業。8款土木費で、道路改良事業、急傾斜地崩壊対策事業県負担金の2事業。11款災害復旧費で、土木施設災害復旧事業の1事業。13款諸支出金で、下水道事業会計繰出金の1事業です。

合計欄の支出未済額7,552万9,947円に支出負担行為予定額852万200円を加えました総額8,405万147円が令和5年度への繰越額です。

なお、翌年度繰越額に係る財源内訳につきましては、既収入特定財源ゼロ円、未収入特定財源としまして国県支出金が2,026万1,000円、地方債が1,260万円、その他がゼロ円、一般財源が5,118万9,147円です。

説明につきましては以上になります。

○議長（吉野伸康君） 以上で報告第4号を終わります。

日程第5 報告第5号

○議長（吉野伸康君） 日程第5、報告第5号 令和4年度江田島市交通船事業特別会計継続費繰越計算書に関する報告についてを議題といたします。

直ちに提出者からの報告を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま、上程されました報告第5号 令和4年度江田島市交通船事業特別会計継続費繰越計算書に関する報告についてでございます。

令和4年度江田島市交通船事業特別会計継続費繰越計算書を議案書9ページのとおり調製しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、これを議会に報告するものでございます。

内容につきましては、企画部長から説明をいたします。よろしくお願いたします。

○議長（吉野伸康君） 畑河内企画部長。

○企画部長（畑河内真君） それでは、報告第5号につきまして御説明をいたします。議案書9ページをよろしくお願いたします。

令和4年度江田島市交通船事業特別会計継続費繰越計算書でございます。

1款事業費、1項事業費、事業名、交通船事業費、中町／宇品航路新船建造事業でございます。

継続費の総額4億5,000万円のうち令和4年度継続費予算現額の計4億3,650万円、支出済額及び支出見込額ゼロ円、残額4億3,650万円を翌年度に繰り越しました。

繰越額に対する財源内訳は、特定財源といたしまして地方債2億260万円、その他2億3,390万円です。

説明につきましては以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で報告第5号を終わります。

日程第6 報告第6号

○議長（吉野伸康君） 日程第6、報告第6号 令和4年度江田島市下水道事業会計予算の繰越に関する報告についてを議題といたします。

直ちに提出者からの報告を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま、上程されました報告第6号 令和4年度江田島市下水道事業会計予算の繰越に関する報告についてでございます。

地方公営企業法第26条第1項及び第2項ただし書きの規定による予算の繰越しに関しましては、議案書11ページの繰越計算書のとおりとなりましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告するものでございます。

内容につきましては、土木建築部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野伸康君） 西川土木建築部長。

○土木建築部長（西川貴則君） それでは、報告第6号につきまして御説明いたします。

議案書11ページをお願いいたします。

令和4年度江田島市下水道事業会計予算繰越計算書でございます。

上側の表を御覧ください。

繰越事業は、1款資本的支出、1項建設改良費、事業名、管渠整備事業及び処理場整備事業の2事業です。翌年度繰越額は9,002万6,000円でございます。

財源内訳としましては、企業債1,440万円、国庫補助金、県補助金4,341万4,000円。一般会計負担金1,440万円、損益勘定留保資金1,781万2,000円でございます。

下側の表を御覧ください。

事故繰越事業は、1款資本的支出、1項建設改良費、事業名、処理場整備事業、翌年度繰越額は4,738万円でございます。

財源内訳としましては、企業債850万円、国庫補助金2,605万9,000円、一般会計負担金850万円、損益勘定留保資金432万1,000円でございます。

繰越内容としましては、入札不調やコロナ禍による機材の納期の遅延により、年度内の完成が困難となったため、繰越したものでございます。

以上で報告第6号の説明を終わります。

○議長（吉野伸康君） 以上で報告第6号を終わります。

日程第7 議案第42号

○議長（吉野伸康君） 日程第7、議案第42号 江田島市条例の読点の表記を改める条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま、上程されました議案第42号 江田島市条例の読点の表記を改める条例案についてでございます。

本市の条例の読点として表記するコンマを点に改めるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 奥田総務部長。

○総務部長（奥田修三君） 議案第42号について説明いたします。

議案書12ページに提案理由を、13ページに改正案を、14ページに参考資料をお示ししております。14ページの参考資料により、改正の内容について説明します。

1の条例の趣旨です。

本市の公用文に係るルールについては、昭和27年の内閣官房長官依命通知に倣い、江田島市公用文規定等を定めて運用しているところです。このたび約70年ぶりに公用文作成のルールが変更されたことから、本市におきましてもこれに従って見直しをするものです。

2の条例の内容です。

本市の条例において、読点として表記するコンマを点に改めます。

3の施行後の運用です。

(1)として、市の例規等への反映は、例規システムについては本年、令和5年10月1日を目途とし、紙媒体の例規集については、年1回の加除に合わせて新規制定、一部改正のあったものから順次変更いたします。

(2)として、市長提出議案については、本年10月1日以降に開会される市議会から読点の表記をコンマから点に改めます。

(3)として、その他の文書についても、本年10月1日以降に作成するものから点に改めます。

13ページにお戻りください。

附則として、この条例は令和5年10月1日から施行します。

以上で説明を終わります。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 4 3 号

○議長(吉野伸康君) 日程第 8、議案第 4 3 号 江田島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま、上程されました議案第 4 3 号 江田島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

国家公務員に準じて、特殊勤務手当の特例に係る規定を見直すため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長(吉野伸康君) 奥田総務部長。

○総務部長(奥田修三君) それでは、議案第 4 3 号について御説明いたします。

議案書 1 6 ページに改正条文を、1 7 ページに新旧対照表を、1 8 ページに参考資料を添付しております。

参考資料により御説明いたしますので、1 8 ページをお願いいたします。

1 の改正の趣旨でございます。

令和 5 年 5 月 8 日に新型コロナウイルス感染症の位置付けが、季節性インフルエンザ等と同じ 5 類感染症に変更されました。これに伴いまして、人事院規則が一部改正され、国家公務員の新型コロナウイルス感染症に係る特殊勤務手当が見直されております。これを受け、本市におきましても、国家公務員に準じて特殊勤務手当の特例に係る規定を見直すものでございます。

2 の改正の内容でございます。

(1) として、現行の新型コロナウイルス感染症対策業務に係る特例を廃止いたします。現行の特例は、新型コロナウイルス感染症の患者やその疑いがある方を救急搬送した場合などに、勤務時間に応じて 1 日 3, 0 0 0 円または 4, 0 0 0 円の手当を支給できることとしていたもので、詳細につきましては表に記載のとおりでございます。

(2)として、新たに特定新型インフルエンザ等に該当する感染症が発生した場合に対応する特例を新設いたします。今後、新型コロナウイルス感染症の変異株等が蔓延し、特定の新型インフルエンザ等に該当することとなった際に、国家公務員に準じて手当が支給できるよう、表に記載のとおり特例を新設するものでございます。

3の施行期日でございます。既に人事院規則の改正が施行されていることを踏まえまして、公布の日から施行することとしています。なお、新型コロナウイルス感染症、5類感染症に変更された5月8日以降、当該手当の支給実績はございません。

説明につきましては以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第44号

○議長（吉野伸康君） 日程第9、議案第44号 江田島市固定資産税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま、上程されました議案第44号 江田島市固定資産税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省

令の一部改正等を踏まえ、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めますのでございます。

内容につきましては、市民生活部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 江郷市民生活部長。

○市民生活部長（江郷吉行君） それでは、議案第44号について説明いたします。

議案書20ページが改正条文、21、22ページが新旧対照表、23、24ページに参考資料として説明資料を添付しております。

23、24ページの参考資料により、主な改正内容について説明いたします。

1、改正の趣旨について。

半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正により、半島振興法に基づく地方税の不均一課税に係る減収補填制度の対象が縮小されたことなどを踏まえ、固定資産税の不均一課税に係る規定を削るなど所要の改正を行う必要があるため、江田島市固定資産税の課税免除等に関する条例の一部を改正するものです。

2、改正の背景及び理由について。

現行条例上、新たに半島振興法に係る固定資産税の不均一課税の適用要件を満たすこととなった納税義務者は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に係る固定資産税の課税免除の適用要件も満たすこととなるため、これらのうち、いずれかを選択でき、より有利な固定資産税の課税免除を選択している。

このたび、地方税の課税免除等に係る減収補填制度について、半島振興法に係る固定資産税の不均一課税及び過疎地域特別措置法に係る固定資産税の課税免除の適用要件のいずれも満たす場合、固定資産税の課税免除に係る固定資産税の減収分のみを適用対象とする見直しが行われた。これらの状況を踏まえ、半島振興法に係る固定資産税の不均一課税制度を廃止する。

3、改正の内容について。

(1) 不均一課税に係る規定の削除、第1条、第2条関係、半島振興法に係る固定資産税の不均一課税に関する規定を削る。

(2) 規定の整理。第1条から第3条関係。(1)の改正に伴う規定の整理を行う。

4、附則について。

(1) 施行期日、公布の日から施行します。

(2) 関係条例、江田島市企業立地奨励条例の一部改正。前期3の改正に伴う規定の整理を行います。

5、参考として、固定資産税の課税免除等の比較を表に取りまとめております。

以上で説明を終わります。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第45号

○議長(吉野伸康君) 日程第10、議案第45号 江田島市火災予防条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました議案第45号 江田島市火災予防条例の一部を改正する条例案についてでございます。

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴う規定の整備をするため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、消防長から説明をいたします。よろしくお願いたします。

○議長(吉野伸康君) 丸石消防長。

○消防長(丸石正男君) それでは、議案第45号 江田島市火災予防条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

26ページから28ページに改正条文、29ページから32ページに参考資料として、改正する条例案新旧対照表及び江田島市火災予防条例の改正要旨を添付しております。

32ページの参考資料により御説明いたしますのでよろしくお願いたします。

1、改正の趣旨でございます。

今回、上程させていただいております火災予防条例の改正は2項目でございます。対象

火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするものと消防組織法の規定に基づき発出された国の助言を踏まえ、この条例により設置が義務付けられている標識に関する規定の見直しを行うものでございます。

続きまして、2、改正の概要でございます。

まず、(1)の急速充電設備に関する事項についてでございますが、対象火気省令の一部改正により、条例による規制対象となる急速充電設備、これは電気自動車に充電する設備のことでございます。その全出力の上限が撤廃されたことに伴い、急速充電設備の定義及び火災予防上必要な措置に関する規定の整備を行うものでございます。

これまで急速充電設備の出力は200キロワットが上限でしたが、これを超えたものについても急速充電設備として取り扱うこととなりました。

なお、江田島市におきましては現在、急速充電設備の設置はありません。また、相談も現在のところありません。

続きまして、(2)喫煙所等に設置する標識に関する事項でございます。

ア、この条例により、喫煙所と表示した標識の設置が義務付けられている喫煙所において、健康増進法に規定する喫煙専用室標識が設置されている場合は、喫煙所と表示した標識を設置しなくてもよいこととなります。

イ、この条例により、禁煙、火気厳禁、また、喫煙所と表示した標識の設置が義務付けられている場所に、当該標識と併せて図記号を設置する場合の当該図記号の規格は、世界または国内において統一されたものを使用するよう規定するものでございます。なお、この統一されたものとは、国際標準化機構ISO及び日本産業規格JISの規格のことです。江田島火災予防条例で規定していました図記号を含め、それぞれの記号は類似しており、間違ふことはありません。

31ページをお開きください。

そこの右側に現在の図記号を表示していますが、どの表示もですね、これと似通ったもので間違ふことはまずありません。

続きまして、3、施行期日でございますが、公布の日といたしております。ただし、急速充電設備に関する事項は、令和5年10月1日としています。

以上で説明を終わります。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 議案第 4 6 号

○議長(吉野伸康君) 日程第 1 1、議案第 4 6 号 令和 5 年度江田島市一般会計補正予算(第 3 号)を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました議案第 4 6 号 令和 5 年度江田島市一般会計補正予算(第 3 号)でございます。

令和 5 年度江田島市一般会計補正予算(第 3 号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 3, 0 2 8 万 9, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 5 4 億 5, 7 3 8 万 5, 0 0 0 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長(吉野伸康君) 奥田総務部長。

○総務部長(奥田修三君) それでは、議案第 4 6 号につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明いたします。

事項別明細書の 1 0 ページ、1 1 ページをお願いします。

初めに、歳入からです。

1 5 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び情報通信技術講習事業費補助金の増額補正です。

2 目民生費国庫補助金は、生活保護システム改修事業補助金の増額補正です。

3 目衛生費国庫補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金の増

額補正です。

3項委託金、4目消防費委託金は、消防団の力向上モデル事業委託金の増額補正です。

5目教育費委託金は、学びの充実事業委託金の増額補正です。

16款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金は、原油価格・物価高騰に係る社会福祉事業者支援補助金の増額補正です。

6目土木費県補助金は、道路橋りょう費及び河川費に係る県移譲事務交付金の増額補正です。

8目教育費県補助金は、こどもの安全・安心対策事業費補助金の増額補正です。

12ページ、13ページをお願いします。

3項委託金、3目教育費委託金は、県教委指定事業委託金の増額補正です。

17款財産収入、2項財産売払収入、2目物品売払収入及び18款1項寄附金、2目指定寄附金は、大黒神島採石事業に伴います石売払収入及び緑化寄附金の増額補正です。

19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は、財源調整に伴います増額補正です。

14ページ、15ページをお願いします。

22款1項市債、8目教育債は、過疎対策事業債の増額補正です。

続きまして歳出です。

16ページ、17ページをお願いします。

今回の歳出補正の予算の主なものは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業、新型コロナウイルス感染症予防対策事業、国、県の事業採択に係る実施事業、農林業施設の災害復旧事業などの補正を計上しております。

それでは、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、広島県水道広域連合企業団派遣職員分の市町総合事務組合負担金の増額補正です。

5目財産管理費は、大黒神島採石事業に伴います返還金の増額補正です。

6目企画費は、コロナ禍において航路を維持している事業者に対する支援及び原油価格高騰に対する緊急支援金の増額補正です。

7目情報政策費は、業務へのRPA導入に向けたシナリオ作成研修委託料の増額補正です。

8目交流促進費は、お試し暮らし事業の実施費用の増額補正です。

このページ下段から18ページ、19ページをお願いします。

2項徴税费、2目賦課徴収費は、個人住民税特別徴収税額通知の電子化に伴いますシステム改修費の増額補正です。

3項1目戸籍住民基本台帳費は、住民基本台帳ネットワークシステムのサーバー機器追加業務委託料の増額補正です。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は、医療機器、介護施設、障害者施設を運営する事業者に対します社会福祉施設等支援金の増額補正です。

2項児童福祉費、3目保育施設費は、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金の充実に伴います財源更正です。

20ページ、21ページをお願いします。

3 項生活保護費、1 目生活保護総務費は、国の基準見直しに伴います生活保護システム改修費用の増額補正です。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、2 目予防費は、新型コロナウイルスワクチン接種に伴う委託料の増額補正です。

6 款農林水産業費、1 項農業費、4 目農村整備費は、農業用施設の有害鳥獣被害に伴う工事請負費の増額補正です。

このページ下段から 2 2 ページ、2 3 ページをお願いします。

8 款土木費、2 項道路橋りょう費、1 目道路維持費及び 3 項河川費、2 目砂防費は、県の権限移譲事務交付金の増額に伴います県道維持修繕業務委託料及び急傾斜地維持管理修繕料の増額補正です。

9 款 1 項消防費、2 目非常備消防費は、国の委託事業の採択に伴う消防団装備の購入費用の増額補正です。

このページ下段から 2 4、2 5 ページをお願いいたします。

1 0 款教育費、1 項教育総務費、3 目教育振興費は、県教育委員会からの道徳教育研究指定等に伴います補助金及び通学支援事業のスクールバス安全対策機器の購入費用、通学定期券補助金の増額補正です。

2 項小学校費、1 目学校管理費及び 3 項中学校費、1 目学校管理費、5 項保健体育費、3 項学校給食費は、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金の充実に伴う財源更正です。

2 6 ページ、2 7 ページをお願いいたします。

1 1 款災害復旧費、1 項農林水産施設災害復旧費、2 目農業施設災害復旧費及び 3 目林業施設災害復旧費は、本年 5 月の大雨に伴います災害復旧工事費の増額補正です。

1 3 款諸支出金、1 項基金費、7 目大黒神島環境保全基金費は、大黒神島採石事業に伴う寄附金積立金の増額補正です。

予算書 5 ページにお戻りください。

第 2 表 地方債補正です。

変更としまして、過疎対策事業債、過疎地域持続的発展特別事業の通学支援事業 1 件をお願いしております。

なお、2 8 ページに地方債の現在高に関する調書をお示ししております。

説明につきましては以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

宮下議員。

○1 番（宮下成美君） 何点か聞かせてください。

2 1 ページの農林水産事業費、農林水産業費の農業用施設維持管理事業費、工事請負費の工事の具体的な内容をもう少し詳しく教えてください。

それと 2 5 ページ、教育費、教育総務費の通学支援事業費について、通学バスのことについて触れられていますが、もう少し詳しく教えてください。

続きまして、27ページ、災害復旧費の部分。合計で750万円、農業施設災害復旧事業費と、林業施設災害復旧事業費の場所と工事内容をもう少し詳しく教えてください。お願いします。

○議長（吉野伸康君） 高橋産業部長。

○産業部長（高橋龍二君） それでは私の産業部のほうからは、20ページ、21ページで農林水産業費、1項農業費、農村整備費で、補正額として810万円を計上させていただきました内容について御説明申し上げます。

こちらの補正予算の内容につきましては、当初予算の計上以降に雨、イノシシ、いろいろ被害が発生した要望を受けたもののうち、水路とか他に迷惑がかかる緊急性を要するようなものについてを、今回の補正計上とさせていただいております。

内容につきましては、能美町中町における水路補修工事が250万円。それから大柿町の深江地区で里道の補修工事が110万円。それから大柿町小古江地区における水路補修で150万円。江田島町の柿ノ木田地区で水路補修で300万円の合計810万円となっております。

引き続きまして、26ページの災害復旧の内容でございますが、こちらは農道能美113号線の被災復旧で200万円。それから農道大柿502号線の土の撤去工事で100万。それから沖美町の高祖の水路のしゅんせつで50万円。それから農道大柿507号線の土の崩土の撤去で30万円。それからあと5つ目なんですけども大柿町の大原での里道復旧工事で30万円の合計410万円となっております。

農林水産業に関しては以上でございます。

失礼いたしました。あと林業の方が350万円の内訳でございますけれども、こちらは林道砲台山の崩土の撤去で130万円。それから林道野登呂山の崩土の撤去で同じく130万円。それから林道の小用線の崩土撤去で30万円。林道秋月線の崩土撤去で30万円。それから林道切串線の崩土撤去で20万円の合計340万円となっております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 山井教育部長。

○教育部長（山井法男君） 25ページ、通学定期補助のことと思います。123万7,000円補正を要望させていただいております。これが小学校、中学校でバス通学する子供たちの定期券の補助金です。これが当初予算で349人分見込んでおりました。金額にして1,592万2,000円。この349人当初予算で見込んでおりましたときは、ざっと試算しまして339人に予備の、足らなくなったら困るので、予備を見て10人見て349人と見込んでおりました。そうしたところ新年度4月になりまして、確定しましたのが357人。当初の349に対し357人に。8人オーバー。さらに、年度途中で指定校変更なんかもありますので、これに5人分予備を見込みをさせてもらいまして合計362人。補正後は362人で、その過不足の13人分を123万7,000円、今回補正を要望させていただきます。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） それではですね、歳出のところで6目の企画費、これはペー

ジで17ページになりますが、そこに原油価格高騰対策緊急支援金というのがございます。この詳細についてお伺いします。

○議長（吉野伸康君） 畑河内企画部長。

○企画部長（畑河内真君） 原油価格高騰対策緊急支援金についてでございます。

こちらのほうは、原油価格等の燃料費の高騰によって、市内の公共交通事業者さんの経営上非常にダメージを受けておられます。ということでちょっと原油高騰の燃料費単価の上昇分をちょっと見込みまして、その2分の1を支援するという、そういった制度となっております。

対象といたしましては、市内を発着点とする航路、全航路ですね、とバスとタクシー事業者さん、それぞれに燃料費高騰分を試算した額を支出するということとしております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） 分かりました。このですね、原油価格高騰で苦しんでおられる市内の事業者さんというのは、結構やっぱりいらっしゃいます。例えば1次産業を挙げましても、農業、ハウス栽培、こういったところでボイラーを炊くところは非常に困ってらっしゃる。温度を上げることができない。金額がなかなか、燃料のほうが上がって難しいと。経営が困難に陥っているということでございます。また併せて、漁業のほうの事業も、これも船を動かさないと、なかなか海に出ることができない。ですから、こういったこの市内の1次産業を守る上でもですね、今後、もし同じような事業をされるのであれば、そのときにはぜひともそこらあたりはですね、しっかりと調査をさせていただいて、何らかの支援をしていただければというふうに要望して終わります。

○議長（吉野伸康君） ほかにありませんか。

上本議員。

○3番（上本雄一郎君） 17ページの情報政策費、7目ですね。伴走型RPAシナリオ作成研修委託料41万7,000円ですが、外部に委託するんだと思うんですが、シナリオ作成研修、こういったことなのかもちょっと具体的に教えてください。

そしてその下、交流促進費、お試し居住受入支援業務委託料18万5,000円ですけども、これが6月補正で上がってくる理由ですね。何か時期だったのか。そのあたりを教えてください。

続きまして、22ページ、23ページ、教育振興費です。

県教委の関係だと思うんですが、道徳教育推進拠点地域事業補助金、その下の「育ちと学びをつなぐ」幼保小連携・接続の充実事業補助金、こういったことでどういう内容をしようとしておられるのか。場所、学校、どこの学校なのか、教えてください。

そしてその下の、これは国費が元だと思うんですが、リーディングDXスクール事業補助金、これらについてももう少し詳しく教えてください。

もう一つだけ。その上の消防費、備品購入費で474万4,000円ございます。何をどこに導入されるのか教えてください。

○議長（吉野伸康君） 奥田総務部長。

○総務部長（奥田修三君） 私のほうからは、17ページ中段にあります伴走型RPAシナリオ作成研修委託料について説明いたします。

まず最初にRPA、これが何なのかっていうことなんですが、これは機械でデータの入力や集計作業等、各種定型的な作業、これを自動化するツール、機械のことです。もうこの業務効率化を図るRPAは、機械的に的確な指示、こういう作業をしてくださいよという指示を与えなければなりません。このシナリオを作成するために必要な研修を業者に委託して、職員に直接、伴走とって、マンツーマンでついた形ですね、その業務を習得させるための研修になります。対象職員は10名を予定しております5日間、この予定で予算を組ませていただいております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 畑河内企画部長。

○企画部長（畑河内真君） 私のほうからは、17ページ、交流定住促進事業費に関する御質問についてお答えいたします。

こちらのほう、需用費、委託料、使用料、賃借料と計上させていただいておりますが、こちらについてはですね、全て広島県知事ですね、広島県知事が、2泊3日で江田島市に泊まらせていただいて、島の暮らしを満喫しながら県庁に通って公務をしていただく、そういったような企画に関する経費を計上させていただいております。

こちらのほうですね、何度かやろうと、何年か越しにやろうとしてるんですけど、ちょっと今までは豪雨災害の発生とか、新型コロナ、あとは知事の公務等でなかなか実施できていなかったんですけど、今年度については知事の日程が何とか確保できそうだとということでこの時期に計上させていただいております。

ちょっと内容についてはまだ内容と日程ですね、県庁のほうでまだ調整中なんですけどできれば夏頃に島のアクティビティを体験していただきながら県庁に通っていただく。それをメディアを通じて発信することで、江田島市の暮らしというのを発信する機会にしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 山井教育部長。

○教育部長（山井法男君） 23ページの学校教育振興一般事業費です。

こちらで学校への補助金を3つ計上しております。道徳教育と育ちと学びをつなぐ、それからリーディングDX。

まずですね、道徳教育のほうは、三高小中で連携しまして、道徳教育に力を入れていく、これに対する県の委託事業で研究事業を行うということです。

2つ目の育ちと学びをつなぐ幼保小連携というのは、まさしく認定こども園との連携を行うんですけど、これは大柿、認定こども園おおがきと大古小で行います。

それから3つ目がリーディングDX、これがICT教育を先駆的に行う事業で、これが大古小と大柿中で連携して取り組みます。内容的にはですね、大体、研究事業というのを実施しまして、それを大学の先生に来て見てもらってですね、アドバイスをもらったり、あるいは大学の先生の講演を聞いたりということの内容になります。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 丸石消防長。

○消防長（丸石正男君） それでは23ページ、9款消防費の備品購入費でございます。

この備品購入費はですね、消防団が活用する救助器具、油圧器具です。例えば車両が事故して中に人が閉じ込められていた、ドアの部分にですね、油圧器具を差し込んで油圧で広げるというようなものです。これがですね、平成25年、総務省消防庁のほうから消防団を中核とした地域防災力の向上という通知が発出されました。今まで消防団というのは、火災、例えば水防活動が中心だったんですけども、東日本大震災等を踏まえて、救助活動のほうにもちょっと手を広げてもらいたいということから、そういった救助資機材を整備しなさいと。例えば無償貸与でですね、国から貸与されたものもあります。地区名で現在ある消防団の名前を言います。柿浦、小用、沖、鹿川、飛渡瀬、切串というのが今配備されています。今回ですね、国からの委託料として国からお金が入るんですが、それで向側、大幸、宮ノ原、浜というところに配備していく予定です。またですね、今年度、石油交付金等も活用しまして、中町、秋月、高田、深江、また石油交付金で積載車ですね、を2台ほど小用と江南のほうに配備する予定です。その積載車にもですね、救助器具は配備するようにしていますので、計16個、国の指針に基づく整備をしていくところでございます。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 発議第3号

○議長（吉野伸康君） 日程第12、発議第3号 江田島市議会会議規則の一部を改正する規則案についてを議題といたします。

直ちに提出者からの趣旨説明を求めます。

上松英邦議員。

○13番（上松英邦君） 発議第3号。

令和5年6月21日。

江田島市議会議長 吉野伸康様。

提出者 江田島市議会議員 上松英邦。

賛成者 江田島市議会議員 長坂実子。

同じく 江田島市議会議員 山本一也。

同じく 江田島市議会議員 沖也寸志。

同じく 江田島市議会議員 岡野数正。

同じく 江田島市議会議員 美濃英俊。

江田島市議会会議規則の一部を改正する規則案について、地方自治法第112条及び江田島市議会会議規則第14条第1項の規定によりまして、提出いたします。

提案理由につきましては、国の公用文作成の考え方が新たに示され、本市の公用文に係るルールについて見直しが行われることに鑑み、江田島市議会会議規則に用いられている読点の表記を改めるためでございます。

よろしく願いをいたします。

○議長（吉野伸康君） 以上で、趣旨説明を終わります。

本案については、質疑・討論はないものと思われますので、これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 発議第4号

○議長（吉野伸康君） 日程第13、発議第4号 市長の専決事項の指定についての一部改正案についてを議題といたします。

直ちに提出者から趣旨説明を求めます。

上松英邦議員。

○13番（上松英邦君） 発議第4号。

令和5年6月21日。

江田島市議会議長 吉野伸康様。

提出者 江田島市議会議員 上松英邦。

賛成者 江田島市議会議員 長坂実子。

同じく 江田島市議会議員 山本一也。

同じく 江田島市議会議員 沖也寸志。

同じく 江田島市議会議員 岡野数正。

同じく 江田島市議会議員 美濃英俊。

市長の専決事項の指定についての一部改正案について、地方自治法第112条及び江田島市議会会議規則第14条第1項の規定によりまして、提出をいたします。

提案理由につきましては、国の公用文作成の考え方が新たに示され、本市の公用文に係るルールについて見直しが行われることから、市長の専決事項の指定についてに用いられている読点の表記を改めるためでございます。

よろしく願いをいたします。

○議長（吉野伸康君） 以上で、趣旨説明を終わります。

本案については、質疑・討論はないものと思われまますので、これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 発議第5号

○議長（吉野伸康君） 日程第14、発議第5号 地方財政の充実・強化に関する意見書案についてを議題といたします。

直ちに提出者からの趣旨説明を求めます。

上松英邦議員。

○13番（上松英邦君） 発議第5号。

令和5年6月21日。

江田島市議会議長 吉野伸康様。

提出者 江田島市議会議員 上松英邦。

賛成者 江田島市議会議員 長坂実子。

同じく 江田島市議会議員 山本一也。

同じく 江田島市議会議員 沖也寸志。

同じく 江田島市議会議員 岡野数正。

同じく 江田島市議会議員 美濃英俊。

地方財政の充実・強化に関する意見書案について。

上記の議案を別紙のとおり江田島市議会会議規則第14条第1項の規定により、提出します。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、デジタル大臣、農林水産大臣、内閣府特命担当大臣です。

内容については、別紙のとおりでございます。

どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（吉野伸康君） 以上で、趣旨説明を終わります。

本案については、質疑・討論はないものと思われまふので、これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よつて、本案は原案のとおり可決されました。

閉 会

○議長（吉野伸康君） 以上をもつて、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これで、令和5年第3回江田島市議会定例会を閉会いたします。

皆さん、御苦勞さまでした。

（閉会 14時18分）

地方自治法 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

江田島市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員